

浜岡原子力発電所 4号機旧低圧タービンロータ車軸の クリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について

2021年11月24日

当社は、浜岡原子力発電所4号機旧低圧タービンロータ(注1)のクリアランス制度(注2)の適用に向け、必要な手続きを進めており、2021年4月5日に原子力規制委員会から原子炉等規制法(注3)に基づく、放射能濃度の測定・評価方法および管理方法に係る認可を受けました。

このたび、クリアランス制度の適用認可を受けた旧低圧タービンロータのうち車軸に対する放射能濃度の測定および評価結果の確認を原子力規制委員会に申請したためお知らせします。

今後、測定および評価結果について、原子力規制委員会による確認を受けてまいります。

主な申請内容

1. 対象物

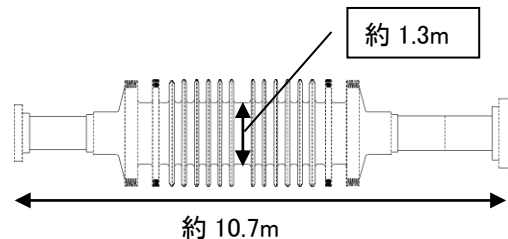
浜岡原子力発電所4号機旧低圧タービンロータ車軸(3軸)(合計重量:約334トン)

2. 放射能濃度の測定および評価結果

放射線測定装置を用いた測定および評価の結果、確認申請対象物の放射能濃度(コバルト(Co-60))は、法令で定められる基準値を超えていないことを確認しました。



タービンロータ車軸の写真(1軸)



タービンロータ車軸のイメージ図

注1 浜岡原子力発電所4号機第13回施設定期検査(当時)において、低圧タービンロータの動翼取り付け部にひびを確認したため、新品へ取り替えました。(2014年10月3日お知らせ済み)

注2 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生する物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響がほとんどないことから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や産業廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

注3 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

クリアランス制度を適用する際の手続きの流れ



◆これまでお知らせした内容

- ・浜岡原子力発電所 4 号機 旧低圧タービンロータ車軸のクリアランス制度適用に係る認可申請について
([2020年6月5日](#)お知らせ済、[2021年2月9日](#)一部補正お知らせ済)
- ・浜岡原子力発電所 4 号機 旧低圧タービンロータ車軸のクリアランス制度適用に係る認可について
([2021年4月6日](#)お知らせ済み)

以 上